

平成24年

東京都教育委員会臨時会会議録

日 時：平成24年1月24日（火）午前8時30分

場 所：教育委員会室

平成24年1月24日

東京都教育委員会臨時会

〈議 題〉

1 議 案

第2号議案 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	白川 敦
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成24年教育委員会臨時会を開会いたします。

取材・傍聴関係です。報道関係は、時事通信ほか7社、合計8社から、個人は1名から、取材・傍聴の申込みがございました。また、NHKほか3社、合計4社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

議 案

第2号議案 入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について

【委員長】 第2号議案、入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について、本日はこの1件です。

先日、1月16日の国旗・国歌に係る最高裁判決を踏まえ、入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の重要性について改めて確認する必要があります。このため、都教育委員会としての考え方をまとめ、それを区市町村教育委員会及び都立学校長等へ周知するよう、私から教育長に指示しました。その内容について、第2号議案、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」という文書にまとめましたので、指導部長、読み上げをお願いします。

【指導部長】 お手元の資料の「別紙」を御覧ください。

入学式、卒業式等における国歌掲揚及び国歌斉唱について

教育の目的は、人格の完成と、国家や社会の形成者の育成にあることは普遍の原理であり、とりわけ、政治や経済を始め様々な分野で国際化が急速に進展している現代においては、国際社会で尊敬され、信頼され、世界を舞台に活躍できる日本人を育成しなければならない。

そのためには、児童・生徒一人一人に、我が国の歴史や文化を尊重し、自国の一員としての自覚をもたせることが必要である。また、国家の象徴である国旗及び国歌に対して、正しい認識をもたせるとともに、我が国の国旗及び国歌の意義を理解させ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

学校においては、様々な教育活動が行われているが、特に、入学式や卒業式は、学校生活における重要な節目として、全校の児童・生徒及び教職員が一堂に会して行う教育活動であり、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上で貴重な教育の機会である。こうした意義を踏まえ、入学式、卒業式等においては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導することが、学習指導要領に示されており、このことを適正に実施することは、児童・生徒の模範となるべき教員の責務である。また、国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところである。

都教育委員会は、この最高裁判決の趣旨を踏まえつつ、一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく。

都教育委員会は、委員総意の下、以上のことを確認した。

平成24年1月24日

東京都教育委員会

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。ただいま読み上げた文章について、御意見等がござい
ますか。事前に十分検討していただいておりますので、よろしいかと思えます。原案
のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件
につきましては原案のとおり承認いただきました。

以上で、本日の教育委員会を終了します。

(午前 8 時 38 分)